

## 滋賀県交通安全対策会議 議事概要

- 1 開催日時 令和3年7月19日（月）午前11時00分から午前11時45分
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター大会議室（プレスセンター）
- 3 委員数 26名
- 4 出席委員 22名（内ウェブ6名）
- 5 欠席委員 4名
- 6 議 題 第11次滋賀県交通安全計画（案）について
- 7 議事の概要

議長 野崎信宏委員（滋賀県土木交通部長）

【開会】 定刻（11:00）に開会。

議事に入る前に、滋賀県交通安全対策会議の会長である三日月知事が挨拶し、続いて出席委員の紹介を行った。

本会議は、委員の過半数の出席を満たしており、議長には野崎信宏委員が選出され議事に入った。

<議長>

ただ今から、会議次第によりまして、「第11次滋賀県交通安全計画（案）」について御審議をいただきます。

それでは、事務局より説明願います。

<事務局説明>

本県の交通安全対策につきましては、交通安全対策基本法に基づきまして、国、県、市町、民間の交通安全に関する機関の長などからなる、滋賀県交通安全対策会議を置き、昭和46年度に第1次滋賀県交通安全計画を策定して以来、10次にわたる交通安全計画、いわゆる5か年計画に基づいて、総合的な取り組みを推進してまいりました。

それでは、資料に基づき説明させていただきます。

1 資料1をご覧ください。

(1) 交通安全計画の位置付けについてでございますが、交通安全計画については、中央交通安全対策会議が作成する交通安全基本計画に基づき、県交通安全対策会議において作成すると交通安全対策基本法に定められています。

対策会議の構成員については、交通安全対策基本法、滋賀県交通安全対策会議条例に基づき、任命等させていただいており、委員につきましては表に記載のとおりであります。

(2) 計画の性格についてでございますが、滋賀県交通安全対策会議で作成する計画については、

- ・「県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めること」
- ・「県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」

というものです。

(3) 計画の期間についてでございますが、11次計画は、令和3年度を初年度とする5か年計画で、令和7年度が最終年となるものです。

(4) 作成の経過についてでございますが、

- ・昨年11月5日に第11次交通安全基本計画（中間案）が内閣府から示されました。これを受け、事務局である土木交通部にて計画の骨子案および素案のたたき台を作成しました。
- ・12月9日には、1回目の滋賀県交通安全対策会議幹事会を開催し、第11次計画の骨子案について審議いただきました。
- ・本年2月1日には、2回目の滋賀県交通安全対策会議幹事会を開催し、素案について審議いただきました。
- ・3月9日には、県議会（常任委員会）へ素案について報告しております。
- ・その直後となる3月19日から4月19日までの1ヶ月間、県民政策コメント制度に基づき公表と意見募集を行いました。
- ・6月8日から16日にかけては、3回目の滋賀県交通安全対策会議幹事会を書面開催とし、最終計画案の確認を行いました。
- ・7月9日には、県議会（常任委員会）へパブコメの結果および最終計画案について報告しております。

## 2 資料2をご覧ください。

(1) これは、11次計画の概要です。

今計画では、10次計画からの課題と、新たに掲げる目標の達成を目指すための考え方や対策を取り入れた計画案を作成しております。

まず、左上部分「第11次滋賀県交通安全計画について」をご覧ください。

10次計画を踏まえた課題としては、

- ①高齢者の死亡事故が多い
- ②歩行中や自転車乗用中の死亡事故が多い
- ③交差点での事故が多い
- ④自動車乗車中に亡くなった方のシートベルト着用率が低い

の4点を挙げています。

各種の対策を講じていく中で、特にこの4点に対して重点的に取り組んで参りたいと考えています。

こういった課題を踏まえ、真ん中部分「基本理念」では、10次計画の理念を継承し「人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない安全・安心な滋賀を目指す」としています。

次に、11次計画の構成ですが、「道路交通の安全」、「鉄道交通の安全」、「踏切道における交通の安全」の3つからなります。

それぞれ、基本的な考え方を設定した上で目標を定め、より具体的な各交通安全施策を進める重点を明確にしています。

そして、一番右側に国計画を参考に滋賀県独自の施策を組み込んだ「主な安全施策」の項目を記載しています。

(2) 続きまして、内容についてご説明いたします。

はじめに、「道路交通の安全」についてでございます。

まず、目標ですが、11次計画では、国の目標やその設定方法を参考に、計画最終年である令和7年までに「年間の24時間死者数を35人以下、重傷者数を290人以下」にするという目標を設定しました。

基本理念に記載のとおり、究極的には「交通事故のない安全・滋賀」の実現ですが、当面の目標として定めたものでございます。

なかでも、10次計画からの主な変更点としましては、指標を死傷者数から重傷者数に変更したことがございます。これは「重傷者が発生する事故防止への取組が、死者数の減少にもつながる」「命に関わり優先度が高い重傷者」とする国の目標を踏まえたものでございます。

35人、290人という目標の設定につきましては、これまでの交通事故の発生状況や交通を取り巻く状況、今後の見通し等を検討し、国の目標やその設定方法を参考に、主に回帰分析を用い設定いたしました。

この数値目標の達成に向けて、「対策を進める重点6つ」、「施策の柱8つ」を定めて、各種施策を計画し、その推進を図ることとしております。

「対策を進める重点」には、新規1点を含めた6点を挙げています。

1つ目は、高齢者および子どもの安全確保です。

高齢者が歩いたり自転車を利用したりするとき、自動車を運転するときのそれぞれに応じて、身体機能の変化等を補う技術の普及など、各種の交通安全対策を引き続き推進するとともに、これらに連携させて、運転免許返納後の移動を伴う日常生活を支えるための対策を進めます。

また、次の時代を担う子どもの安全を確保するため、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等における安全・安心な歩行空間の整備を推進します。

2つ目は、歩行者および自転車の安全確保です。

道路交通の場において、歩行者・自転車は自動車と比較して弱い立場にあることから、こうした交通弱者を保護し安全を確保する対策を推進します。

3つ目は、生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保です。

歩行者、自転車といった交通弱者を保護するため、車両の走行速度抑制を図るための道路交通環境の整備や、交通指導取締りの実施のほか、幹線道路からの自動車の流入を防止するための幹線道路における交通円滑化対策など、総合的な対策を推進します。

4つ目は、11次計画から新たに追加した「先端技術の活用推進」です。

衝突被害軽減ブレーキなど、運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未然に防止するための安全運転を支援するシステムの更なる普及促進を図ります。

5つ目は、「交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進」です。

発生地域、場所、形態等を詳細な情報に基づき分析し、ビッグデータ等や専門家の知見を一層幅広く活用しつつ、よりきめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施します。

最後は、「地域が一体となった交通安全対策の推進」です。

これまで以上に地域住民に交通安全対策に関心を持ってもらい、行政、関係機関・団体、住民等の協働により地域に根ざした交通安全対策に取り組みます。

以上、従来の交通安全対策を推進しつつ、より効果的な対策への改善を図るとともに、「先端技術の活用推進」に該当する施策など、有効性が見込まれる新たな施策を推進します。

(3) 次に、「主な安全対策」についてでございます。

構成としましては、「1 道路交通環境の整備」「2 交通安全思想の普及徹底」「3 安全運転の確保」「4 車両の安全性の確保」「5 道路交通秩序の維持」「6 救助・救急活動の充実」「7 被害者支援の充実と推進」「8 研究開発および調査研究の充実」の8項目です。

主な施策の内容としましては、10次計画と大きな変更点はありませんが、近年の陸上交通情勢を踏まえ、国の基本計画において講じようとする施策を反映し、本県計画においても、それらを計画に盛り込むこととしております。

- ① 高齢者等の移動手段の確保・充実
- ② 交通安全に関する普及啓発活動の推進の一環としての「横断歩道利用者ファースト運動」
- ③ 高齢運転者対策の充実
- ④ 車両の安全性に関する基準等の改善の推進

また、滋賀県らしさの盛り込みについては、

- ① 自転車利用環境の総合的整備
- ② 自転車の安全利用の推進
- ③ 自転車の安全性の確保
- ④ 自転車損害賠償保険等への加入義務の徹底

を新たに県独自の施策として盛り込みました。

(4) 次に、「鉄道交通の安全」と「踏切道における交通の安全」ですが、近畿運輸局や鉄道事業者のかかわる部分で、事業者としての取り組み施策が掲げられておりますが、10次計画と大きな変更点はありません。

「鉄道交通の安全」については、「乗客死者数ゼロと運転事故全体の死者数減少」を目標に掲げております。講じようとする施策につきましては、「鉄道交通環境の整備」「鉄道交通の安全に関する知識の普及」「鉄道の安全な運行の確保」「鉄道車両の安全性の確保」「救助・救急活動の充実」「被害者支援の推進」の6項目です。

この中では、過去の列車脱線事故や災害を教訓としまして、

- ・「鉄道車両の安全性の確保」では、発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上技術基準の見直しを行います。
- ・「被害者支援の推進」では、公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月に、国土交通省に公共交通事故被害者支援室が設置され、当室での支援および外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組を推進します。

などの施策が盛り込まれております。

このほか、安全確保のため、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなどの「計画運休への取組」を11次計画から新たに盛り込んでおります。

(6) 次に、「踏切道における交通の安全」については、「踏切事故の発生を極力防止」を目標に掲げております。

講じようとする施策につきましては、「踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備の促進」「踏切保安設備の整備および交通規制の実施」「踏切道の統廃合の促進」「その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置」の4項目です。

以上が11次計画（案）の概要です。

### 3 次に、資料3をご覧ください。

(1) 滋賀県交通安全対策会議では、幹事の皆様とともに作成しました11次計画（案）について、本年3月19日から4月19日までの1ヶ月間公表し、県民政策コメント制度に基づき同計画案について、広く県民から意見募集を行いました。

その結果、9名から計51件の意見・情報の提出がありました。

提出された意見・情報の内容につきましては、「道路交通環境の整備」に関するものが21件と最も多く、次いで「今後の道路交通安全対策を考える視点」に関するものが9件ありました。

今回いただいた意見・情報により、計画の内容・方向性が大きく変わることはありませんが、いただきました意見等を参考にし、10項目13箇所について文言等の追加または修正を行いました。

2枚目以降の意見・情報の一覧表をご覧ください。主な意見・情報について、簡単にご説明いたします。

1つ目に、一覧表1頁目1番にあるとおり、  
意見

一人ひとりが主体的に考え、行動する力を付けていかねばならない。といただきました。

#### 考え方（案）

自分の命は自分で守ることは重要と考えており、計画 33 頁の「(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 エ」に、「交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することが目標」とあるように、交通安全教育の項目を中心に同様の考え方について既に複数箇所に記載があることから、案のとおりとしました。

2 つ目は、一覧表 2 頁目 11 番にあるとおり、  
意見

自転車運転時も含めた飲酒運転の撲滅を入れてはどうか。といただきました。

#### 考え方（案）

計画 54～55 頁の「イ 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進」に、飲酒運転等の悪質・危険な違反行為の検挙措置の推進について既に記載されていることから、案のとおりとしました。

3 つ目は、一覧表 5 頁目 28 番にあるとおり、  
意見

スムーズな免許返納のため、自動車の利便性を相対的に下げるまちづくりや他の交通手段の利用促進策、加えて、せめて 50 代からの自転車生活への移行ができるような市町・事業所などと連携が必要、といただきました。

#### 考え方（案）

1 点目については、計画 25 頁に公共交通機関のバリアフリー化の推進等の利用者視点に立った利便性の向上について既に記載されていること、2 点目については、交通安全計画には馴染みにくく、滋賀県自転車活用推進計画においてカバーしていることから、案のとおりとしました。

最後は、一覧表 8 頁目 46 番にあるとおり、  
意見

県自転車条例に基づいた自転車保険の加入徹底と明記すべき、といただきました。

#### 考え方（案）

計画 62 頁に既に意見のとおり記載していることから、案のとおりとしました。

また、市町や鉄道事業者等の関係団体にも意見照会を行い、計 3 件の意見・情報の提出がありました。それぞれ一覧表の 1・7・9 頁に考え方を示していますのでご覧ください。

いただいた意見や提案は、建設的なものであり、今後の交通安全対策において参考とするとともに、「交通事故のない安全・安心な滋賀」を目指し、各種交通安全諸対策を積極的に推進いたします。

以上が県民政策コメントの結果です。

4 次に、資料4をご覧ください。

先ほど説明いたしました第11次滋賀県交通安全計画（案）でございます。

内容につきましては、先ほど説明いたしましたので、割愛させていただきます。

5 最後に、参考資料3点の簡単な説明をいたします。

1つ目は、「第11次滋賀県交通安全計画の各項目担当表」です。縦に計画内の各項目、横に会議体簿構成機関・団体を記載していますので、縦方向に追っていただければ関係する項目を確認いただけます。

2つ目は、計画の根拠法である交通安全対策基本法の抜粋でございます。

3つ目は、国と県の計画に係る第1次から現在までの目標達成状況の一覧でございます。

参考資料の詳細な内容につきましては、時間の都合上、割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

<議長>

ただ今、事務局から、関連資料も含めまして「第11次滋賀県交通安全計画（案）」について説明いたしましたので、御意見御質問がありましたらお願いします。

<委員（園田課長）>

パブコメの番号8の「子どもの定義が判然としないため明確化してはどうか」という意見に対して、計画（案）9頁、第3節、1、（1）の注意書きで子どもの定義が中学生以下の者とありますが、これは、第3節、1、（1）に記載の子どもに限定されると理解してよいか。本計画（案）には、子どもについて1頁から記載があり、節によっては、高校生を含んだ記載となっている。本計画（案）にかかる子どもの定義は、子ども・子育て支援法や県子ども・若者プランに掲げる「18歳に達する以降の最初の3月31日」などと合わせた方が望ましいのではないかと。

<議長>

ただいまの質問に対して事務局から説明をお願いします。

<事務局>

第3節、1、（1）に記載の子どもについては、中学生以下の者として定義をさせていただき、本計画（案）のほかの子どもの記載については、広義の子どもとさせていただきます。

<議長>

意見も出尽くしたようなので、「第11次滋賀県交通安全計画（案）」についての質疑を終わらせていただきます。

それでは、皆様にお諮りいたします。

第11次滋賀県交通安全計画を、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

<委員>

異議なし

<議長>

それでは、第11次滋賀県交通安全計画を原案どおり決定いたします。

ただいま決定いただきましたこの交通安全計画は、関係機関、団体および県民が一体となって、その実効を上げなければならないものであり、皆様の御協力をお願いいたします。

本日御出席いただきました委員の皆様方におかれましては、今後ともより一層の御尽力と御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

【閉会】 午前11時45分に閉会した。